

歩道橋ネーミングライツ（命名権）パートナー募集要項

1 ネーミングライツパートナー募集の目的

県有財産の有効活用により歳入確保を図り、歩道橋の環境維持に係る費用の一部に充当するため、歩道橋のネーミングライツ（歩道橋に愛称を命名する権利）を取得する企業・団体等（以下「パートナー」という。）を募集します。

2 ネーミングライツの対象

別紙に記載する宮城県管理の歩道橋に係る1橋毎の愛称の命名

3 パートナーに対する特典

（1）歩道橋への愛称の表示

歩道橋の桁面部分に企業名（店舗名、業種名、企業ロゴを含む。）や商品名を含む愛称、地域への復興応援メッセージを表示することができます。

（2）県ホームページへの掲示

歩道橋の愛称とパートナーの名称のほか、パートナーが清掃美化等の地域貢献の場として歩道橋を活用された場合には、その旨を県ホームページ上に掲載します。

（3）パートナーの管理する広告媒体への表示

パートナーの管理する媒体（ホームページ、出版物等）で、ネーミングライツの取得をしていることを表示することができます。

（4）県作成のパンフレット等による愛称の表示

県作成のパンフレット「宮城の道路」（令和2年度発行部数1,500部）へ愛称を表示（ただし、契約の日以後の印刷発注分から表示）します。

4 募集要件

（1）契約期間

契約日の年を含む原則3年以上で最終年の年度末までとし、契約期間の満了に当たり、契約更新の希望がある場合には優先交渉権を付与します。

（2）愛称の導入期間

導入の日から契約終了日までとし、導入期間には愛称の表示準備と消去に係る期間が含まれます。

（3）契約料

契約料は、応募者からの提案金額とします。提案金額は、歩道橋1橋ごとに定める別紙の契約金額（消費税及び地方消費税は別途。）以上とします。

なお、導入期間に一月未満の端数がある場合には、15日未満の場合はこれを切り捨て、15日以上の場合には一月として計算します。

(4) 契約料の納付

契約料は、県が発行する納入通知書により、納入期日まで納入いただきます。納入期日は、パートナーとの契約で定める期日としますが、初年度は契約から一月以内一括して納付し、次年度以降は県の会計年度ごとに、各年度分を4月30日までに一括して納付していただくことを基本とします。

(5) パートナーの要件

宮城県広告掲載等基準に定める要件のほか、下記の事項を満たす企業・団体等を対象とします。

- ① 地域貢献や文化・スポーツの振興、環境保全等の社会貢献活動を行うなどパートナーとしてふさわしい企業・団体等
- ② 情報公開を推進し、法令遵守に高い意識を有し、管理体制が整っている企業・団体等
- ③ 財務状況及び経営組織が健全な企業・団体等
- ④ 契約年度の前年（前年度）に法人税、消費税、地方消費税及び都道府県税等に滞納がないこと。

(6) 歩道橋へ表示する際の要件

- ① 表示する愛称は、パートナーの企業名（店舗名、業種名、企業ロゴを含む。）や商品名と現歩道橋名（地名等＋歩道橋）とします。また、地域への復興応援メッセージを表示することができます。

例：「企業名（店舗名、業種名、企業ロゴを含む。）＋商品名＋地名等＋歩道橋」，

「がんばろう〇〇＋企業名（店舗名、業種名、企業ロゴを含む。）＋地名等＋歩道橋」

- ② 文字は、日本語及び英語アルファベットに限ります。
- ③ 企業ロゴやマークについては、パートナーが権利を有する登録商標である場合に限ります。
- ④ 契約期間中の愛称又は表示内容の変更は、原則としてできません。
- ⑤ 表示位置は歩道橋の桁面とし、表示面積は1桁毎に両面あわせて7㎡までとします。
- ⑥ 歩道橋の構造・形状や信号機・道路標識等の設置位置等により、表示可能な位置が限られる場合があります。また、愛称の表示に伴う信号機・道路標識等の移動はできません。
- ⑦ 文字色は単色とし、蛍光色、反射性のある色は使用できません。地色は白又は淡色とします。また、電光式、照明式による表示はできません。
- ⑧ 信号機・道路標識等と誤認されるおそれのある色の使用や配色は出来ません。また、彩度が6を超える色（赤、赤黄、黄の場合は彩度が8を超える色）を使用することはできません。既設の信号機・道路標識等の位置（正面からみて歩道橋桁面へ投影された位置を含む。）から適切な間隔を空けるものとします。

例：青地に白文字、緑地に白文字は不可

- ⑨ 提案いただいた愛称（表示するロゴの形状、文字フォント、文字色等を含む。）は、交通の安全等を考慮して、交通管理上の観点から交通管理者と協議をした上で、デザインの変更を求める場合があります。また、契約期間中に既設の信号機・道路標識等の位置が移動した場合等には、デザインの変更等を求める場合があります。

- ⑩ 愛称の表示方法は、シール式を基本とします。
- ⑪ 歩道橋への愛称表示及び消去は、パートナーが道路法（昭和27年法律第180号）第24条の承認及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第77条の許可を受けて、施工していただき、費用はパートナーの負担とします。また、消去時に歩道橋の塗装が剥離した場合及び歩道橋に文字跡が残った場合の再塗装もパートナーの負担とします。
- ⑫ 契約期間中において、対象歩道橋に改修の必要が生じた場合（パートナーの責めに帰すべき事由によるものを除く。）には、愛称を表示する期間を変更することがあります。この場合には、協議によりその期間に応じた契約料の還付又は減額を行います。

5 応募方法

（1）応募期間

随時受け付けし、応募のあった歩道橋については、申請の日の属する月の月末で応募を締め切ります（月末が閉庁日に当たる場合は次の開庁日まで受け付けるものとし、郵送の場合は次の開庁日まで必着とします。）

（2）提出方法

持参又は書留・特定記録により提出してください。提出書類に記載された事項は、本件に関する以外には一切使用しません。なお、提出書類は返却しません。申し込みに要する費用は申込者の負担とします。

（3）提出書類

- ① 歩道橋ネーミングライツパートナー応募申込書（様式1）
- ② 会社・団体の概要及び直近3か年の財務諸表（貸借対照表、損益計算書その他団体の財務状況を示す書類）
- ③ 法令遵守に関する自己申告書（様式2）
- ④ 法令遵守に対する企業内の管理体制と社内ルール等の整備状況等を示す関係資料（コンプライアンス規程など）
- ⑤ 商業・法人登記簿謄本（現在事項証明書）（申請日前3か月以内に取得したもの）
- ⑥ 納税証明書（次の税について直近1年間の未納がないことの証明）
 - イ 宮城県が発行した法人事業税、法人県民税の納税証明書（宮城県内に本社・支社等がない場合は、本社がある都道府県で発行した法人事業税と法人都道府県民税の納税証明書）
 - ロ 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書
- ⑦ 社会貢献活動などの実績及び今後の計画

（4）お問合せ

御不明な点については、以下の方法により（6）に記載の担当者までお問い合わせください。

- ① 方 法 電子メール、電話、FAX、郵送
- ② 回答方法 お問い合わせに対しては、その都度回答するとともに、情報提供の公平性を期すため、回答内容等を宮城県土木部道路課のホームページに掲載し、道路課内に回答一覧を備え付けます。

（道路課HP：<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/road/>）

(5) 提出部数

正本及び副本の2部を提出してください。

(6) 応募書類提出先

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号

宮城県土木部道路課路政班

電話番号：022-211-3152

FAX：022-211-3198

電子メール：roadrs@pref.miyagi.lg.jp

6 選定方法

提出していただいた書類をもとに、企業情報及び法令遵守の状況、愛称、金額等を総合的に判断し、応募企業の中からパートナーを選定します。

7 選定結果の通知及び公表

(1) 選定結果は全ての応募者に通知します。また、選定されたパートナーは公表します。

(2) 応募内容及び選定等については、宮城県情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）に基づき取り扱うものとします。

8 契約の締結

選定されたパートナーと最終的な協議を経て、県とパートナーとの間で契約を締結します。

9 契約の解除

契約期間中、パートナーが「4（5）パートナーの要件」に規定する要件を満たさないこととなった場合若しくは満たしていないことが明らかになった場合又は社会的信用を損なう行為等により県若しくは施設のイメージが損なわれた場合若しくは損なわれる恐れがある場合等パートナーとすることが適当でないと認められる場合には、県は契約を取り消し、又は解除することがあります。

この場合、契約の解除に伴う原状回復に必要な費用は、パートナーの負担とします。

10 その他

この募集要項に記載のない事項については宮城県広告事業実施要綱及び宮城県広告掲載等基準によるものとします。